

行政等からのお知らせ



新潟市保健所健康増進課

令和7年度 新潟市健康経営認定制度の応募を受け付けています！

新潟市では、健康経営に取り組む事業所を「新潟市健康経営認定事業所」として認定しています。新潟市の制度では、各事業所の取組状況に応じて、3つのクラスで認定します。認定されると、認定ロゴマークをホームページや名刺で使用してアピールできるほか、市の建設工事入札参加資格審査の加対象となる等のメリットがあります。

令和7年度の実施期間は10月10日(金)までです。

また、応募に併せて以下のとおり、セミナーを実施します。

○健康経営推進セミナー

健康経営の第一人者であるNPO法人健康経営研究会理事長 岡田邦夫様より、急速に変わる働き方や労働環境を踏まえたこれからの健康経営について、新潟市健康経営優秀賞受賞企業である研冷工業株式会社様と株式会社テックアサヒ様より、健康経営に関する取組と成果などについて、それぞれご講演いただきます。

日時：8月6日(水) 午後1時30分～3時30分

Zoomによるオンライン配信

定員：100名(先着順)

申込期間：8月1日(金)まで(ただし、定員に達し次第終了)

事業の詳細は市ホームページから「健康経営認定制度」で検索してください。

*「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



新潟市健康経営認定制度

詳細はこちら



申込・お問合せ

新潟市保健衛生部保健所健康増進課

TEL：025-212-8154

E-mail:kenkozoshin@city.niigata.lg.jp

全国健康保険協会新潟支部

医療機関の受診はマイナ保険証で

令和7年12月2日より、お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。

医療機関等を受診するときは、マイナ保険証でかかりましょう。

①医療情報の共有化で質の良い医療が受けられます！

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます(本人が同意した場合のみ)。

②手続きなしで高額医療の窓口負担が不要に！

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。

お問合せ

全国健康保険協会新潟支部
企画総務グループ

TEL：025-242-0260(音声案内4)



目的に合った事業所が見つかる
BtoC向けポータルサイト

掲載事業所 募集中！

HPはこちら

掲載申込↓



お問合せ：新潟商工会議所 経営相談課